「職場つみたてNISA」利用規約 雛形 (つみたて投資枠のみ利用 口座振替・カード等決済方式)

(目的)

第1条 本規約は、職場つみたてNISA(以下「本制度」という。)を、役職員等の自助努力による計画的な資産形成を支援する制度と位置づけ、本制度を通じて、役職員等の生活の安定と将来への備えを充実させ、多様なライフスタイルへの対応力を向上せしめることにより、福利厚生の増進を図ることを目的とする。

(制度)

- 第2条 本制度は、前条の目的を実現するために、第11条第1項に定める投資信託の累積投資を、租税特別措置法に基づく少額投資非課税制度(以下「NISA制度」という。)における特定非課税累積投資契約に基づき設定された非課税口座内の特定累積投資勘定を活用して買付けを実行することを原則とする。
- 2 本制度は、前項に定める原則のほか、役職員等が課税取引により 本制度を活用することを妨げない。

(制度運営の委託)

第3条 当社(以下「事業主」という。)は、本規約に基づく本制度の運営業務を以下の者に委託する。

名称 〇〇株式会社

所在地 東京都×××××××××

- 2 〇〇株式会社(以下「NISA取扱業者」という。)は、「〇〇取引約 款」に基づき、役職員等と〇〇に関する契約を締結し、当該約款及 び関係法令諸規則に従い、以下の各号に掲げる業務をはじめとし た本制度の運営業務を行う。
 - (1)運用対象となる金融商品の選定
 - (2)利用者(NISA取扱業者との間で〇〇に関する契約を締結している役職員等をいう。以下同じ。)が行った注文の受注及び執行の取扱い
 - (3) 利用者に対する取引履歴、資産残高、年間投資枠・非課税保有限度額の費消状況及び信託報酬等の通知
 - (4)利用者に対する運用の方法についての情報の提供
 - (5)拠出金の口座振替又はクレジットカード等その他の決済に係る業務

利用規約の変更又は廃止する場合の手続きについても、 その方法(取締役会・代表取 締役の決定等)については 事業主によるものの、定めて おく方が望ましい。

また、出国時の取扱いを定める場合は、その内容を記載した方が望ましい。

事業主が認める場合は第2項で規定するとおり課税取引での利用も可とする。

委託先が複数金融機関の場合は、別紙とする(第2項において同じ)。

(NISA取扱業者の確認)

第4条 事業主は、もっぱら利用者の利益の観点から、本制度の運営 業務を受託する能力等を具備しているかについて適切な確認を行った上でNISA取扱業者に本制度の運営を委託するものとする。

(利用者の資格)

- 第5条 本制度の利用者は、満18歳以上かつ事業主から給与や賞与 等の名目で定期的に報酬を得ている者で以下の各号に掲げる者と する。
 - (1)取締役、執行役及び業務執行社員並びに監査役及び監事 等
 - (2)従業員(事業主と労働契約を締結する者をいい、正社員・期間社員・臨時社員、雇用契約・嘱託契約の別を問わない。)

事業主が官公庁等になる場合等については、役職員等の定義を適宜変更する必要がある。

(申込)

第6条 利用者は、毎月●●日までに所定の申込書を、所定の方法によりNISA取扱業者に提出し、NISA取扱い事業者において利用者のNISA制度における非課税口座が開設されたことをもって、次条に規定する拠出金を、原則として申込書の提出月の翌月から拠出することができる。

口座振替・カード等決済方式 でかつ奨励金のない場合、 必ずしも事業主経由で申込 書を提出する必要はない。

第2条2項に定める課税取引 での本制度の利用を行う場 合は、非課税口座の開設の 要件は不要である。

(拠出金)

- 第7条 拠出金は一口[〇,000]円とし、利用者は、利用者の個人口座から●口以上、●口単位で、口座振替方法又はクレジットカード等その他の決済方法により拠出するものとする。
- 2 事業主は、拠出金について口座振替又はクレジットカード等その他 の決済からの定時定額の積立方式によるものとし、臨時の拠出は 認めないものとする。
- 3 NISA取扱業者は、NISA制度における非課税口座の年間投資枠 及び非課税保有限度額を超える拠出がなされた場合には課税での 投資とし、拠出を休止する場合には、利用者からその旨の申請を受 けるものとする。

上下限金額の設定、賞与買 付ルール等については規約 ごとに決定する。

つみたて投資枠の年間投資 枠は 120 万円、非課税保有 限度額は 1,800 万円 分配金のつみたて投資枠へ

の再投資に伴い、定時定額 の拠出が年間投資枠又は非 課税保有限度額を超える場 合を想定

(脱退・変更等の手続き)

第8条 利用者は、本制度を脱退する場合及び本制度に係る変更等の手続きを行う場合、毎月●●日までに所定の申請書を、所定の方法によりNISA取扱業者に提出する。脱退については、原則として申請月の翌月末をもって効力が発生することとし、変更等については、原則として申請月の翌月から実施されるものとする。

委託先が複数金融機関の場合で、金融機関の変更を認める際は、金融機関の変更に係る規定が必要である。 口座振替・カード等決済方式でかつ奨励金のない場合、必ずしも事業主経由で申込

(奨励金)

第9条 事業主は、利用者に対して、事業主の完全な裁量により別途 定める奨励金を付与するものとする。

2 奨励金に関する詳細な事項については、別途附則にて定めることとする。

(利用規定)

第10条 利用者は、課税取引により本制度を活用する場合を除き、 第3条に規定するNISA取扱業者においてNISA制度における非課 税口座を開設するものとする。

2 利用者は、第6条、第8条に規定する申込、変更等の手続きを、NI SA取扱業者の所定の用紙又はウェブサイトにより行う。 奨励金を付与しない場合に は、本条は削除する。

書を提出する必要はない。

(運用商品の選択・変更)

第11条 本制度による運用対象となる金融商品は、NISA取扱業者 が選定した投資信託に限定するものとする。

- 2 事業主は、NISA取扱業者が前項の運用対象となる金融商品を選定するに当たって、NISA取扱業者に対し、従業員の代表者等の意見を伝えることができる。
- 3 利用者は、第6条に規定する申込に際して、第1項に規定する投資信託の中から運用商品を選択するものとする。
- 4 利用者が運用商品の追加又は変更等を希望する場合には、毎月 ●●日までに所定の申込方法による申請を、所定の方法により、NI SA取扱業者に行うことにより、原則として申請月の翌月から運用商

職場つみたてNISAに関す るガイドラインに基づき商品 を提供

利用者の求めがあった場合 に選定商品以外の商品を提 供するか否かは要検討

事業主は、運用商品の変更 可能時期について適宜変更 することができる。

口座振替・カード等決済方式

品を変更することができる。

(金融経済教育)

第12条 利用者は、第6条に規定する申込に際して、また、本制度の利用期間中、継続して、事業主が定める金融経済教育を受けるものとする。

(自己責任)

第13条 利用者は、本制度の利用に当たって、投資判断、運用商品の選択、拠出金の設定、取引履歴・資産残高・年間投資枠・非課税保有限度額の費消状況の確認及びNISA取扱業者から提供を受ける情報の採否等については、利用者本人の自己責任のもとで行うものとする。

(資産形成目的の対象と目的外売却の制限)

第14条 本制度は、第1条に規定する多様なライフスタイルへの対応 力を向上させることにより、役職員等の福利厚生の増進を図ること を目的とするものであり、利用者は、当該目的に適合しない資産の 売却・取崩し等の行為は、原則として行わないものとする。 でかつ奨励金のない場合、 必ずしも事業主経由で申込 書を提出する必要はない。

職場つみたてNISAに関するガイドライン「第3章 NISA 取扱業者の責務等 3.金 融・投資教育の提供」に基づき金融経済教育を提供

職場つみたてNISAは、自己責任により運用する制度であることから、利用者が適切な資産運用を行うことができるだけの情報、知識を有していることが重要となることから、「継続的」に金融経済教育を受けることとする。

第9条に規定する奨励金を 付与しない等の場合は、本 条は削除することも考えられ る。

目的に適合しない資産の売却・取崩し等でないことを事業主が確認するため、資産の売却・取崩し等を行おうとする場合、資金の使用目的を記載した申請書を利用者が事業主に提出する旨を規定することも考えられる。

(個人情報の取扱い)

第15条 利用者は、本規約に基づき事業主及びNISA取扱業者が利用者に対する支援を円滑に行うことができるようにするため、自己の個人情報を事業主及びNISA取扱業者が使用すること並びに事業主とNISA取扱業者の間で必要な範囲で開示及び共有することに同意する。

奨励金の運用等において、 利用者の個別情報(例えば、 取引情報や残高等)を NISA 取扱業者から事業主等に連 携する場合、あらかじめ利用 者から情報提供の個別の同 意を得るようにすること。

奨励金の運用や口座開設事務等もなく、NISA 取扱業者と事業主等間で利用者の個別情報の連携がない場合、本条は不要。

以上